



愛媛県報

平成16年3月5日金曜日 第1538号

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇

救急病院の協力申出.....	205
応急入院指定病院の指定.....	205
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	205
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	206
地籍調査の成果の認証.....	206
村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	206
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	207
県営土地改良事業の換地処分（3件）.....	207
保安林予定森林にする旨の通知（2件）.....	207
二級河川の指定の変更（2件）.....	209
廃川敷地等の発生（2件）.....	210
公有水面埋立免許.....	210
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	211
道路の区域変更（県道石鎚丹原線）.....	215
道路の供用開始（"）.....	215
道路の区域変更（県道石鎚伊予小松停車場線外）.....	216
道路の供用開始（"）.....	216
道路の区域変更（県道北条玉川線）.....	216
道路の供用開始（"）.....	216
道路の供用開始（県道柳谷美川線）.....	217
道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....	217
道路の区域変更（一般国道378号）.....	217
道路の供用開始（"）.....	217
道路の区域変更（県道八幡浜宇和線）.....	217
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	218
道路の供用開始（"）.....	218
道路の区域変更（県道宇和野村線）.....	218
道路の供用開始（"）.....	219
道路の区域変更（県道九島循環線）.....	219
道路の区域変更（一般国道378号）.....	219
道路の供用開始（"）.....	219
道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	219

道路の位置の指定（2件）..... 220

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 220

正 誤

平成16年2月17日付け第1533号愛媛県告示第313号（開発行
為に関する工事の完了）中..... 220

告 示

○愛媛県告示第401号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令
第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
平成脳神経外科 病院	松山市北井門町186番 地	医療法人 博愛 会	平成19年 2月28日 まで

○愛媛県告示第402号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律
第123号）第33条の4第1項の規定により、次のとおり精神
病院を指定した。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

開設者の氏名 又は名称	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
財団法人正光会	財団法人正光会 宇和島病院	宇和島市柿原1280番地	平成16年 2月25日

○愛媛県告示第403号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第
3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び
松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出 年 月 日
セブンスター三津店	松山市会津町1番1 外	荷さばき施設の位置	店舗北棟西側（1 か所）	店舗北棟西側（1 か所）、店舗南棟 東側（1か所）	平成16年 10月1日	平成16年 2月25日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有
する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第404号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
セブンスター石井店	松山市東石井町327番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前9時	平成16年5月1日	平成16年2月23日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から午後10時15分まで	午前8時45分から午後10時15分まで		
セブンスター和泉店	松山市土居田町17番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	・開店時刻 午前10時 ・閉店時刻 午後9時	・開店時刻 午前9時 ・閉店時刻 午後10時	平成16年5月1日	平成16年2月23日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前9時45分から午後9時15分まで	午前8時45分から午後10時15分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第405号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
川之江市	川之江町の一部	平成14年度から平成15年度まで	川之江市の地籍図及び地籍簿
重信町	大字山之内の一部	平成14年度から平成15年度まで	重信町の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成16年3月5日

○愛媛県告示第406号

美川村から協議のあった村営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東古味地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 村営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・東古

味地区)計画書の写し

- (2) 美川村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月8日から4月2日まで
- 3 縦覧場所
美川村役場

○愛媛県告示第407号

美川村から協議のあった村営土地改良事業(農業用道路整備事業・東古味地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 村営土地改良事業(農業用道路整備事業・東古味地区)計画書の写し
 - (2) 美川村営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月8日から4月2日まで
- 3 縦覧場所
美川村役場

○愛媛県告示第408号

肱川町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・小藪地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・小藪地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月5日から4月2日まで
- 3 縦覧場所
肱川町役場

○愛媛県告示第409号

野村町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・小松地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)

・小松地区)計画書の写し

- (2) 野村町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月8日から4月2日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第410号

松野町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・豊岡地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・豊岡地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年3月8日から4月2日まで
- 3 縦覧場所
松野町役場

○愛媛県告示第411号

平成16年2月27日県営中山間地域総合整備事業いよ高縄地区(河之内工区)の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第412号

平成16年2月27日県営中山間地域総合整備事業鬼北地区(黒川工区)の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第413号

平成16年2月27日県営中山間地域総合整備事業南宇和地区(正木増田工区)の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第414号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

温泉郡重信町大字上林字利山乙2の2、乙2の3、乙2の6から乙2の35まで、乙2の99、乙2の100、乙2の106から乙2の109まで、字北谷口乙18、乙21の1、字笹ヶ成乙19の1、乙19の3から乙19の5まで、字笹ヶ成下乙20の1から乙20の3まで、乙20の29、乙20の32、乙20の38、乙20の40から乙20の42まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字利山乙2の2(次の図に示す部分に限る。)、乙2の7、字北谷口乙18・乙21の1・字笹ヶ成下乙20の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、乙20の40

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡柳谷村大字中津字久主5567から5569まで、5572、5576から5578まで、6315、6316

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字久主5567・5568・5576・5578・6315・6316(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡長浜町大字豊茂甲485、甲486、甲487の2、甲488、甲490の1、甲490の6、甲491、甲494の1、甲494の2、甲694

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字豊茂甲490の1・甲490の6・甲494の2(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、甲491

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡長浜町大字今坊甲449

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡肱川町大字山鳥坂2002の1、2003から2005まで、2007、2190、2205の1、2205の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字山鳥坂2002の1・2004・2005・2205の2(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

伊予郡砥部町大南2953

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所
大洲市多田乙209の1、乙211

(2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第415号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

1(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡美川村大川1970、1977から1985まで、1986の1、1987から1989まで、1994、1996、1998、2001から2003まで、2006から2013まで

(2) 指定の目的
水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡長浜町大字豊茂乙654、乙697、乙698、乙700、乙705、乙707から乙709まで、乙776、乙801、乙808、乙822、乙825の1、乙827、乙830、丁123の1から丁123の3まで、丁123の5、丁124の1、丁124の2、丁125、丁172の1、丁288の1、丁289の1から丁289の4まで、丁290の1から丁290の3まで、丁291、丁292の3、丁295の2から丁295の4まで、丁296、丁297の2、丁303、丁304、丁307、丁308、丁309の2、丁311の1、丁311の3、丁311の4、丁312の1から丁312の3まで、丁313の1から丁313の3まで、丁314、丁315の1、丁315の2、丁316の1から丁316の3まで、丁317、丁318、丁319の1

、丁319の2、丁320、丁321の1から丁321の3まで、丁323、丁324の1、丁325の1、丁326の1から丁326の3まで、丁327の1から丁327の3まで、丁328の1から丁328の3まで、丁329の1から丁329の4まで、丁330の1から丁330の3まで、丁331の1、丁363の1、丁381の1、丁381の3、丁385の1、丁385の3、丁386、丁387の2、丁388、丁389の1、丁389の2、丁390の2、丁391、丁392の1、丁394、丁395の1、丁395の2、丁396の1、丁396の2、丁398の1、丁398の2、丁399、丁400の1、丁400の2、丁401の1、丁401の2、丁402、丁404の1、丁404の3、丁406の1から丁406の3まで、丁407の1、丁407の2、丁408の1、丁408の2、丁409の1から丁409の4まで、丁410の1から丁410の4まで、丁411の1、丁411の2、丁412の1、丁412の2、丁417

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第416号

河川法(昭和39年法律第167号)第5条第1項の規定により、次のとおり二級河川の指定を変更する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

水系名	河川名	旧・新別	区 間		下流端
			上 流 端		
渦井川	金剛院谷川	旧	左岸 西条市福武字金剛院谷乙46番地先	右岸 西条市福武字八堂乙27番17地先	界谷川合流点
		新	左岸 西条市福武字八堂乙27番17地先	右岸 西条市福武字金剛院谷乙46番地先	界谷川合流点

○愛媛県告示第417号

河川法(昭和39年法律第167号)第5条第1項の規定により、次のとおり二級河川の指定を変更する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

水系名	河川名	旧・新別	区 間		下流端
			上 流 端		
立間川	河内川	旧	左岸 北宇和郡吉田町大字河内字河内上甲2065番1地先	右岸 北宇和郡吉田町大字奥浦字流田甲1073番1地先	国安川合流点
		新	左岸 北宇和郡吉田町大字奥浦字石田甲1075番2地先	右岸 北宇和郡吉田町大字奥浦字流田甲1070番1地先	国安川合流点

○愛媛県告示第418号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県今治地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 河川の名 称
二級河川浅川水系浅川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成16年3月5日
- 3 廃川敷地等の位置
今治市矢田字胡麻出甲650番2地先から同字甲665番8地先まで及び字八反坪甲39番2地先から同字甲9番7地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 915.34平方メートル

○愛媛県告示第419号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県松山地方局伊予土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 河川の名 称
一級河川重信川水系和田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成16年3月5日
- 3 廃川敷地等の位置
伊予郡砥部町大南295番4地先から同字294番地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地（河川管理施設を含む。） 117.69平方メートル

○愛媛県告示第420号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
吉田町
北宇和郡吉田町大字東小路甲70番地
代表者 町長 浅野修一
北宇和郡吉田町大字立間尻甲428番地1
- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112番69から同3112番79に至る地先公有水面

イ 区域

次の1点から19点までを順次直線で結んだ線並びに19点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）の陸と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点（北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112番79の牛川護岸に設置された金属鉄）は、北緯33度15分42秒、東経132度31分15秒の地点

1点は、基点から真北277度05分02秒26.89メートルの地点

2点は、1点から真北235度51分17秒5.60メートルの地点

3点は、2点から真北325度51分17秒3.10メートルの地点

4点は、3点から真北235度51分17秒19.32メートルの地点

5点は、4点から真北145度51分17秒1.60メートルの地点

6点は、5点から真北235度51分17秒2.50メートルの地点

7点は、6点から真北325度51分17秒1.60メートルの地点

8点は、7点から真北235度51分17秒11.27メートルの地点

9点は、8点から真北145度51分17秒1.60メートルの地点

10点は、9点から真北235度51分17秒2.50メートルの地点

11点は、10点から真北325度51分17秒1.60メートルの地点

12点は、11点から真北235度51分17秒2.42メートルの地点

13点は、12点から真北145度51分17秒3.10メートルの地点

14点は、13点から真北235度51分17秒2.14メートルの地点

15点は、14点から真北285度41分35秒2.51メートルの地点

16点は、15点から真北15度41分35秒3.10メートルの地点

17点は、16点から真北285度41分35秒5.64メートルの地点

18点は、17点から真北195度41分35秒3.10メートルの地点

19点は、18点から真北285度41分35秒4.94メートルの地点

ウ 面積

319.61平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112番69から同3112番79に至る地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からG点までを順次直線で結んだ線及びG点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（北宇和郡吉田町大字南君字牛川3112番79の牛川護岸に設置された金属鉄）は、北緯33度15分42秒、東経 132 度31分15秒の地点

A 点は、基点から真北65度05分51秒2.51メートルの地点

B 点は、A 点から真北 145 度51分17秒 61.87メートルの地点

C 点は、B 点から真北 235 度51分17秒130.00メートルの地点

D 点は、C 点から真北 325 度51分17秒 77.29メートルの地点

E 点は、D 点から真北 356 度02分23秒 39.87メートルの地点

F 点は、E 点から真北86度02分23秒 33.50メートルの地点

G 点は、F 点から真北55度51分17秒 46.15メートルの地点

ウ 面積

11,998.45平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立免許年月日

平成16年2月26日

○愛媛県告示第 421 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町村役場において縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

吉田

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
伯方町	北浦	吉田	甲840番	1号
			甲840番	2号
			甲851番2	3号
			甲2947番	4号
			甲812番	5号
			甲814番	6号
			乙249番	7号
			乙249番	8号
			乙249番	9号
			甲783番	10号
			甲783番	11号
			甲791番2	12号

		甲799番2	13号
	立岩 吉田	甲813番	14号
		甲812番	15号
		甲823番	16号
		甲844番	17号

瀬戸

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
上浦町	瀬戸	1966番	1号
		1967番	2号
		1974番	3号
		1940番	4号
		1937番	5号
		1724番2	6号
		1744番	7号
		1744番	8号
		1892番	9号
		1898番	10号
		1917番1	11号
		1930番	12号
		1948番	13号

上本組

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と標柱11号を村道三次線山側官民境界線で結んだ線、標柱11号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱1号を村道三次線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
美川村	上黒岩	1080番	1号
		1080番	2号
		1085番	3号
		1087番	4号
		1088番	5号
		1105番1	6号
		1117番	7号
		1117番	8号
		1120番	9号
		1123番	10号
		1100番	11号
		1102番	12号
		1090番	13号
		1091番	14号
		1092番	15号

名荷C

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
柳谷村	西谷	名荷	2283番	1号
			2266番	2号
			2239番	3号
			2239番	4号
			2200番	5号
			2203番	6号
			2217番	7号
			2308番	8号
			2300番	9号
			2220番	10号
			2231番	11号
			2235番	12号
			2283番	13号

打木

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
小田町	本川	3885番	1号
		4056番1	2号
		4056番1	3号
		3869番	4号
		4065番	5号
		3869番	6号
		3866番1	7号
		4074番	8号
		4074番	9号
		3854番4	10号
		3854番1	11号
		3870番1	12号
		3881番	13号

滝上

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱3号までを順次結んだ線、標柱3号と標柱4号を町道上田渡高松線南側官民境界線で結んだ線、標柱4号と標柱5号を結んだ線及び標柱5号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
小田町	上田渡	737番2	1号
		738番1	2号
		744番2	3号
		738番2	4号
		739番	5号

満穂本村

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱16号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
広田村	満穂	166番	1号
		166番	2号
		152番	3号
		142番	4号
		131番	5号
		129番	6号
		155番	7号
		279番	8号
		279号	9号
		264番	10号
		250番	11号
		251番1	12号
		251番1	13号
		159番	14号
		169番	15号
		168番	16号

八河

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号市道八河上線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱
大洲市	森山	八河	乙286番	1号
			乙286番	2号
			乙286番	3号
			甲410番2	4号
			甲414番1	5号
			乙351番	6号
			甲405番	7号
			甲405番	8号
			甲407番	9号

宮の上

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線、標柱8号と標柱9号を県道鳥井喜木津線西側官民境界線で結んだ線、標柱9号から標柱11号を順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を二級河川丸田川西側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
保内町	喜木津	2番耕地704番2	1号
		2番耕地1122番	2号
		2番耕地660番2	3号
		2番耕地660番2	4号
		2番耕地813番	5号
		2番耕地486番	6号
		2番耕地488番	7号
		2番耕地391番3	8号
		2番耕地834番	9号
		2番耕地759番1	10号
		2番耕地710番	11号

坪ヶ谷

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱6号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
宇和町	卯之町三丁目	85番	1号
		27番	2号
		27番	3号
		18番1、18番2	4号
		18番3、18番4	
		85番	5号
		85番	6号

清重 A

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
津島町	山財	4922番	1号
		4947番	2号
		4947番	3号
		4949番	4号
		4949番	5号
		4903番	6号
		4902番	7号
		4917番	8号
		4920番	9号

田風

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線、標柱9号と標柱10号を町道田風線南側官民境界線で結んだ線、標柱10号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	字	地番	標柱		
津島町	田風	内ノ浦	152番	1号	
			152番	2号	
			155番1	3号	
			326番	4号	
			323番	5号	
		浜ノ上	320番	6号	
			家ノ上	113番	7号
				113番	8号
		本谷	118番	9号	
			内ノ浦	124番	10号
				129番	11号
				131番	12号
				135番	13号

中町

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線、標柱7号と標柱8号を町道後伊勢町線南側

官民境界線で結んだ線、標柱8号と標柱9号を結んだ線、標柱9号と標柱10号を町道北裡中町線東側官民境界線で結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	地番	標柱
城辺町	甲2050番2	1号
	甲2652番	2号
	甲2645番	3号
	甲2627番	4号
	甲2616番	5号
	甲2104番1	6号
	甲2120番	7号
	甲2081番	8号
	甲2079番2	9号
	甲2079番2	10号

麦ヶ浦

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱25号までを順次結んだ線及び標柱25号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	地番	標柱	
西海町	麦ヶ浦	244番	1号
		244番	2号
		267番	3号
		258番	4号
		217番	5号
		167番	6号
		166番	7号
		117番	8号
		59番	9号
		42番	10号
		38番	11号
		1番	12号
		3番	13号
		7番	14号
		13番	15号
		11番	16号
		12番1	17号
		150番	18号
		147番	19号
		153番	20号
		232番	21号
		233番	22号
		250番	23号
		249番	24号
		247番	25号

中泊

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱17号までを順次結んだ線及び標柱17号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		地番	標柱
西海町	中泊	43番	1号
		44番	2号
		72番	3号
		47番2	4号
		51番1	5号
		32番	6号
		31番1	7号
		26番	8号
		20番	9号
		12番	10号
		19番	11号
		16番	12号
		39番	13号
		39番	14号
		40番	15号
		40番	16号
		43番	17号

平尾（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和53年7月愛媛県告示第840号）平尾の項で指定した標柱1号と標柱7号を結んだ線、標柱7号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱18号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	字	地番	標柱	
伯方町	有津	立石	甲1556番	8号	
			甲1555番	9号	
		田畠	甲1531番3	10号	
			甲1542番	11号	
		立石	甲1548番1	12号	
			甲1548番1	13号	
			甲1549番	14号	
			甲1550番7	15号	
			甲1550番1	16号	
			甲1550番1	17号	
				甲1550番1	18号

大下A（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和62年3月愛媛県告示第405号）大下Aの項で指定した標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存する標柱17号を結んだ線、標柱17号と標柱18号を村道北ノ谷3号線東側官民境界線で結んだ線、標柱18号から標柱20号までを順次結んだ線、標柱20号と標柱21号を村道北ノ谷1号線東側官民境界線で結んだ線、標柱21号から標柱29号までを順次結んだ線、標柱29号と標柱30号を村道北ノ谷2号線北側官民境界線で結んだ線、標柱30号から標柱36号までを順次結んだ線並びに標柱36号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市町村	大字	地番	標柱
関前村	大下	甲1862番	17号

		甲1858番	18号
		甲1931番1	19号
		甲1924番1	20号
		甲1949番	21号
		甲1930番20	22号
		甲1969番1	23号
		甲1969番1	24号
		甲1969番1	25号
		甲1969番1	26号
		甲1969番1	27号
		甲1957番	28号
		甲1958番	29号
		甲1979番	30号
		甲1937番	31号
		甲1939番	32号
		甲1925番	33号
		甲1863番1	34号
		甲1881番	35号
		甲1868番	36号

清水町（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成元年3月愛媛県告示第584号）清水町の項で指定した標柱5号と標柱4号を結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱6号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱5号市道松蔭町1号線北側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町村	字	地番	標柱
八幡浜市	タチウチ八	539番1	6号
		549番	7号
	松影	590番	8号
		597番	9号
		594番2	10号

大西（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成13年10月愛媛県告示第1620号）大西の項で指定した標柱6号、標柱5号及び標柱4号を順次結んだ線、標柱4号と次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱14号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		地番	標柱
三崎町	三崎	2025番1	7号
		2020番	8号
		2076番1	9号
		2132番	10号
		2132番	11号
		1571番	12号
		1589番	13号
		1638番	14号

高助西（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和59年4月愛媛県告示第508号）高助西の項で指定した標柱3号、標柱2号及び標柱1号を順次結んだ線、標柱1号と次に掲げる地番の土地に存

する標柱8号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱19号と標柱3号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		地 番	標 柱
宇和島市	蔦淵	甲1862番	17号
		甲1858番	18号
		甲1931番1	19号
		甲1924番1	20号
		甲1949番	21号
		甲1930番20	22号
		甲1969番1	23号
		甲1969番1	24号
		甲1969番1	25号
		甲1969番1	26号
		甲1969番1	27号
		甲1957番	28号
		甲1958番	29号
		甲1979番	30号
		甲1937番	31号
		甲1939番	32号
		甲1925番	33号
		甲1863番1	34号
		甲1881番	35号
		甲1868番	36号

本九島（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和53年7月愛媛県告示第840号）本九島の項で指定した標柱1号、標柱6号、標柱5号、標柱4号及び標柱3号を順次結んだ線、標柱3号と次に

掲げる地番の土地に存する標柱7号を結んだ線、標柱7号と急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和54年12月愛媛県告示第1582号）住吉谷の項で指定した標柱11号、標柱10号、標柱9号を順次結んだ線、標柱9号と次に掲げる地番に存する標柱8号から標柱12号までを順次結んだ線並びに標柱12号と本九島の項で指定した標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		字	地 番	標 柱
宇和島市	本九島	鳥家場	1690番	7号
		平畑	1656番	8号
		播磨畑	1610番2	9号
		ツカンホウ	1587番	10号
		ツカンホウ	1587番	11号
		西谷	1593番1	12号

小浦（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年3月愛媛県告示第336号）小浦の項で指定した標柱6号、標柱5号、標柱4号及び標柱3号を順次結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱7号から標柱9号を順次結んだ線並びに標柱9号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域

市町村		地 番	標 柱
宇和島市	戸島	2837番	7号
		2799番	8号
		2845番1	9号

○愛媛県告示第422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	石鎚丹原線	周桑郡小松町大字妙口字川崎甲716番3から 同字甲728番13まで	旧	メートル 4.0～7.2	キロメートル 0.170	
			新	7.2～10.8	0.170	

○愛媛県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石鎚丹原線	周桑郡小松町大字妙口字川崎甲716番3から 同字甲728番13まで	平成16年3月5日

○愛媛県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	石鎚伊予小松停車場線	周桑郡小松町大字石鎚字諏訪1683番2から 同字1734番2まで	旧	メートル 3.0～7.0	キロメートル 0.143	
			新	25.4～38.2	0.143	
"	丹原小松線	周桑郡丹原町大字田野上方1059番4から 同大字488番9まで	旧	4.8～5.0	0.035	
			新	16.0～21.2	0.035	

○愛媛県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	石鎚伊予小松停車場線	周桑郡小松町大字石鎚字諏訪1683番2から 同字1734番2まで	平成16年3月5日
"	丹原小松線	周桑郡丹原町大字田野上方1059番4から 同大字488番9まで	"

○愛媛県告示第426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	北条玉川線	北条市庄府字山ノ上甲609番8から 同市庄府字北谷乙317番2まで	旧	メートル 6.4～13.0 11.0～37.4	キロメートル 0.266 0.204	
			新	6.4～13.0 11.0～37.4	0.266 0.204	

○愛媛県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	北条玉川線	北条市庄府字山ノ上甲609番8から 同市庄府字才龍乙301番5まで	平成16年3月15日

○愛媛県告示第 428 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	柳谷美川線	上浮穴郡美川村中黒岩2023番 2 から 同村中黒岩2025番 3 まで	平成16年 3 月 5 日

○愛媛県告示第 429 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	伊予郡松前町大字北川原968番 4 から 松山市西垣生町290番12地先まで	旧	メートル 10.0~77.5 15.8~77.5	キロメートル 0.496 0.480	
			新	15.5~45.0	0.480	

○愛媛県告示第 430 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	伊予郡双海町大字串字浜甲3653番21から 同字甲3655番36まで	旧	メートル 10.4~16.5	キロメートル 0.160	
			新	13.0~18.2	0.160	

○愛媛県告示第 431 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	伊予郡双海町大字串字浜甲3653番21から 同字甲3655番36まで	平成16年 3 月 5 日

○愛媛県告示第 432 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月 5 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市若山6番耕地74番9から 同市釜倉3番耕地277番2地先まで 及び 八幡浜市若山1番耕地101番から 同市釜倉2番耕地371番2地先まで	旧	メートル 11.4~131.0 9.5~147.6	キロメートル 1.386 2.313	
		八幡浜市若山6番耕地74番9から 同市釜倉3番耕地277番2地先まで	新	11.4~131.0	1.386	

○愛媛県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南2579番3から 同町大瀬南2605番3まで	旧	メートル 5.0~13.1	キロメートル 0.059	
			新	13.3~19.0	0.047	
"	"	喜多郡内子町大瀬南2605番3から 同町大瀬南2652番4まで	旧	4.0~13.6	0.162	
			新	13.1~26.5	0.149	
"	"	喜多郡内子町大瀬南2652番4から 同町大瀬南2613番3まで	旧	5.8~7.2	0.045	
			新	10.2~21.1	0.037	
"	"	喜多郡内子町大瀬南2613番3から 同町大瀬南2620番3まで	旧	4.0~8.9	0.207	
			新	8.3~26.9	0.200	

○愛媛県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南2579番3から 同町大瀬南2920番3まで	平成16年3月5日

○愛媛県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	東宇和郡宇和町大字稲生28番1から 同大字122番2まで	旧	メートル 11.5~30.0 10.0~20.4	キロメートル 0.136 0.152	
			新	12.6~20.4 10.0~20.4	0.136 0.152	

○愛媛県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和野村線	東宇和郡宇和町大字稲生28番1から 同大字122番2まで	平成16年3月5日

○愛媛県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	九島循環線	宇和島市本九島字真坂2373番1から 同市本九島字真坂2368番1まで	旧	メートル 4.3～4.7	キロメートル 0.160	
			新	10.6～13.4	0.160	

○愛媛県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	378号	北宇和郡吉田町大字法花津小深浦11番4から 同大字小深浦133番1まで	旧	メートル 5.0～8.0	キロメートル 0.104	
			新	5.0～8.0 7.0～16.0	0.104 0.100	

○愛媛県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	北宇和郡吉田町大字法花津小深浦11番4から 同大字小深浦133番1まで	平成16年3月5日

○愛媛県告示第440号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町僧都1077番から 同町僧都1631番3まで	旧	メートル 4.0～7.1 7.6～27.0	キロメートル 0.090 0.073	
			新	7.6～27.0	0.073	
"	"	南宇和郡城辺町僧都1657番3から 同町僧都1732番3まで	旧	5.6～7.1 7.6～16.0	0.075 0.073	
			新	7.6～16.0	0.073	

○愛媛県告示第441号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

川之江市上分町字平尾山 837 番 2

2 申請人の住所氏名

川之江市金生町下分 865 番地

川之江市長 石津 隆敏

3 図面省略

の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

喜多郡内子町内子3346番2、3343番1、3344番1、3294番1及び3295番並びに3294番1地先里道

2 申請人の住所氏名

松山市北土居町 655 番地10

有限会社川上住宅

代表取締役 川上 勝

3 図面省略

○愛媛県告示第442号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年3月5日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年2月23日	NPO法人 T I E S 2 1 えひめ	宮内 美博	愛媛県松山市山越四丁目5番35号	この法人は、地域の住民をはじめ自治会や企業、各種団体等と連携し、公園や都市施設の街づくりや管理運営に、住民の意見や参加を促進するための技術的支援や参加を行うと共に、公共や様々な組織と協働の理念を持ち、個性あふれる地域文化を育みながら都市施設や緑の創出を目指し、地域住民をはじめ広範な人々に対し、生活の質の向上と心の充実、文化の豊かなまちの創出、ボランティア精神の育成や組織の養成、社会福祉活動などの社会貢献を、実践・普及・調査研究・提言活動を地域住民の参加と協働により、ボランティア精神で実施し、文化の豊かな地域の創造に寄与し協働社会の構築に寄与することを目的とする。

正 誤

○正 誤

平成16年2月17日付け第1533号愛媛県告示第313号（開発行為に関する工事の完了）中

ページ	箇所	誤	正
154	表の工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称の欄中	字本郷下組369番3	字本郷下組甲369番3